

随意契約理由書

件名	ポートターミナルボーディングブリッジモーターカバー製作・取付	
契約の相手方	ベン・ライン・エージェンシーズ・ジャパン株式会社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当	
随意契約の理由		
神戸港新港第4突堤西岸壁に設置されたADELTE社のポートターミナルボーディングブリッジ(令和4年度竣工)は、客船の乗降客に対応するためのバリアフリー対応旅客乗降用渡橋であり、安全かつ円滑な運用を維持するためには、定期的な機器の更新及びメンテナンスが不可欠である。 当該旅客乗降用渡橋は、独自の技術に基づいて設計・製作されており、機械装置・電気制御装置を含む各部品・システムは他の渡橋と互換性がなく、構造・仕組み・運転方法も固有のものである。特に今回のモーターカバー製作・取付業務は、機器の性能維持及び安全性確保において重要な役割を果たしており、製作・取付されるモーターカバーの仕様については、当該渡橋の設計に密接に関連している。 ベン・ライン・エージェンシーズ・ジャパン株式会社は、ADELTE社の日本における販売代理店に起用されており、当該旅客乗降用渡橋の導入時からADELTE社との各種調整を担っている。当該設備の設計・構造・仕様に関する詳細な技術情報を有し、本業務に必要な仕様決定及び品質管理を行うことができる唯一の事業者であり、他の事業者では履行できない。 なお、ADELTE社との各種調整、仕様決定、品質管理及び履行責任については、ベン・ライン・エージェンシーズ・ジャパン株式会社が一貫して負うものであり、製作及び現地取付作業については、同社の管理及び責任のもと専門事業者へ再委託して実施する予定である。 以上の理由により、モーターカバー製作・取付業務については、ベン・ライン・エージェンシーズ・ジャパン株式会社との随意契約とする必要がある。		
担当部署 (問合せ先)	港湾局海務課事務係	(電話番号 078-272-1611)